

平成 23 年 5 月 31 日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

経済産業省 製造産業局 産業機械課長

経済産業省 製造産業局 自動車課長

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課長

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 審査課長

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課長

東日本大震災の災害復旧における基準適合表示等が付されていない
特定特殊自動車の使用に係る扱いについて

災害の緊急復旧現場において、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）で規定する基準適合表示等の付されていない特定特殊自動車（使用過程車及び主務大臣の確認を受けたものを除く。以下「無表示車」という。）を使用する場合、法第 17 条第 2 項及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する施行規則」（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 23 条第 3 号に規定する「災害復旧又は人命保護のため緊急を要する場合であって、あらかじめ主務大臣の確認を受けるいとまがない場合」に該当するものとして、適法に使用することが可能である。

今般の東日本大震災の災害復旧において使用される無表示車にかかる取扱については、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震の災害復旧における基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車の使用に係る当面の扱いについて」（平成 23 年 3 月 31 日付通知）において、暫定的に平成 23 年 6 月 30 日までは、適法に使用出来る旨をお知らせしたところであるが、その後の東日本大震災の災害復旧状況に鑑み、今後の取扱については、下記のように取り扱うこととする。

記

1. 災害復旧に使用される無表示車の扱いについて

(1) 対象となる無表示車の定義

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）の第 2 条第 3 項に規定する「特定被災区域」内で使用される無表示車であって、災害廃棄物処理等の災害復旧関連事業等に使用されるもの。

(2) 使用期限

無表示車が適法に使用できる期限は、平成24年3月31日までとする。

(3) 使用期限後の扱いについて

(2)に記載する使用期限を超えて、当該無表示車を引き続き使用する場合は、以下のいずれかの手続きを行う必要がある。

いずれの場合においても、申請から確認証交付まで概ね2ヶ月を要するほか、現車による排出ガス性能等確認のために半日程度の使用停止が生じることに留意されたい。

① 平成23年度中に、使用を継続しながら、法第17条第1項ただし書による主務大臣の確認（以下「使用確認」という。）を受け、交付される確認証を所持することにより、適法車の状態に移行する。

② ①の確認証の交付が平成24年3月31日までに完了しない場合又は平成24年4月1日以後に使用確認手続きに入る場合は、平成24年4月1日以後の使用を中止し、使用確認を受けた後に、使用を再開する。

なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域及び計画的避難区域内で使用されるものにあつては、①、②によらず、使用期限延長も含め、今後の状況推移により、別途、判断するものとする。

(4) その他（再掲）

一般の地震の災害復旧以外に用いられる特定特殊自動車については、法第17条第1項本文により、基準適合表示等が付されたものでなければ使用してはならないことは当然である。

なお、一般の地震とは別の災害等により施行規則第23条第3号に当たりうる使用が想定される場合は、下記担当まで個別にお問い合わせ頂きたい。

2. 情報提供の依頼について（再掲）

貴団体において、傘下会員に対し、無表示車の出荷状況及び使用の実態について把握を依頼するとともに、これらの状況や実態についてとりまとめの上、適宜、環境省へ情報提供を頂きたい。

各種問い合わせ先（代表）

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 オフロード法担当
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL 03-3581-3351（内線 6525） FAX 03-3593-1049

E-mail kanri-jidosha@env.go.jp

以上